

令和2年度
第2回北海道地方最低賃金審議会

日 時：令和2年7月3日（金）14：00～14：28
場 所：NCO札幌 11階会議室

1 日 時 令和2年7月3日（金） 14：00～14：28

2 場 所 NCO札幌 11階会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、加藤委員、亀野委員、菅野委員、西村委員
労働者委員 大磯委員、金子委員、齊藤委員、布施委員、山田委員
使用者委員 桑原委員、柄目委員、野原委員、藤原委員、守山委員

【事務局】 上田労働局長、久富労働基準部長、熊谷賃金室長、白川室長補佐、
松尾賃金指導官、小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正決定の諮問について
- (2) 北海道地方最低賃金専門部会の設置及び北海道最低賃金専門部会委員の候補の推薦に関する公示について
- (3) 北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示について
- (4) 北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程について
- (5) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の意向表明状況及び今後の審議日程について
- (6) 北海道地方労働審議会における委員意見等について
- (7) その他

5 議事内容

○熊谷賃金室長

定刻になりましたので、ただいまから第2回北海道地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、全員のご出席予定でありますけれども、現在まだ西村委員がお見えになっておりませんが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は公開にて開催しております、4名の方が傍聴されております。

なお、報道関係によります撮影取材がございますので、あらかじめご承知おき願います。

それでは、これからの会議につきまして進行のほうを加藤会長よろしくお願いたします。

○加藤会長

お久しぶりです。よろしくお願いします。

それでは、早速議事に入りますが、審議に先立ちまして北海道最低賃金審議会運営規程第7条により、議事録を作成し、会長及び労働者側1名、使用者側1名をもって署名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。名簿の順に従いまして、労働者側委員から大磯委員、使用者側委員から桑原委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、議事の(1)ですが、本日の審議会において令和2年度における北海道最低賃金の改正決定について諮問がなされると伺っております。

それでは、お願いいたします。

○上田労働局長

よろしくお願いします。

○加藤会長

ただいま局長より諮問を受けました。局長のご挨拶をお願いいたします。

○上田労働局長

北海道労働局長に5月1日付で就任しました上田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、労働行政への深いご理解とご鞭撻をいただきながらやっただいていること、本当に深く、厚く御礼申し上げます。

本日も、コロナ感染拡大防止等やっている最中でございますが、忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

ただいま北海道最低賃金の改正決定につきまして諮問をいたしました。諮問に際しまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

過日6月26日に開催された中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣から、最低賃金については審議会で公労使の皆様の真摯な審議の下、第2次安倍政権の発足した平成25年度以降7年間で全国加重平均152円の引き上げが行われるなど、賃上げの流れが継続してきているところでございます。

そして、本年6月3日に開催された全世代型社会保障検討会議においては安倍総理より、昨年閣議決定した最低賃金については、より早期に全国加重平均1,000円を目指すとの政府方針を堅持するとした上で、昨今の新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であるとの政府としての考えが示されました。

さらに、厚生労働大臣に対し、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう指示がありました。

現在の雇用情勢については、求人が大幅に減少していること、休業者数が大きく

増加していること、厚生労働省としては引き続き感染防止対策に全力を尽くすとともに、第2次補正予算で拡充した雇用調整助成金等を活用していただき、雇用の維持、事業の継続、そして生活・暮らしを守り抜いてまいりたいと考えているという趣旨の発言がありました。

道内においても、雇用情勢を見ますと、有効求人倍率が約4年ぶりに1倍を切りました。求人は、宿泊業、サービス業を中心に大幅に減少しています。求職者については、先ほどお話しした雇用調整助成金の活用により、何とか求職者の増が止まっているような状況に今現在はあります。

全国的に見ますと、求職者については少しずつ増加傾向が見られるようになってきています。北海道は、緊急事態宣言の解消が5月の終わりだったことから、少しずつというところまでございまして、今はまだ堅持しているというような状況です。しかし、今後雇用に与える影響をより一層注視していかなければいけない状況でございまして、そういった中で北海道最低賃金審議会においては、このような中央の状況や道内の雇用情勢を考慮していただき、北海道における最低賃金のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○加藤会長

ただいま局長から諮問・挨拶を受けたところですが、当審議会としましては今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会から示される目安等を参考にし、北海道最低賃金の改正について審議をしていきたいと思ひます。円滑な審議につきまして、各側委員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

次に、議事の(2)です。最低賃金法第25条第2項に規定するところによりまして、改正決定に係る具体的な調査審議を行う専門部会の設置が必要ですので、その手続について事務局から説明をしてください。

○白川室長補佐

事務局より説明いたします。

私、本年4月1日付で賃金室長補佐となりました白川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。座らせていただきまして、ご説明申し上げます。

専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項に基づき、9名以内で構成することとなっておりますので、従来どおり公労使それぞれ3名ずつ、計9名で構成したいと考えております。

そこで、労働者並びに使用者を代表する委員の推薦公示を本日付で行いまして、締切りを7月13日・月曜日とし、締切日以降の可能な限り早い日付で任命できるように手続を進めてまいりたいと思っております。

なお、専門部会の開催日等につきましては運営小委員会でご審議いただくこととしております。

以上です。

○加藤会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局説明のとおり手続をお願いいたします。

続いて、議事の（３）です。最低賃金法第２５条第５項の規定に基づく関係労使からの意見聴取手続についてですが、これも事務局から説明をしてください。

○白川室長補佐

引き続き説明いたします。

関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示につきましても本日付で行うこととし、意見書の提出締切日は７月１３日・月曜日にしたいと思っております。

なお、専門部会で関係労使の方から直接意見を聴取する件につきましては、これも別途、運営小委員会でご審議いただく予定でございます。

以上です。

○加藤会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、このように手続を進めさせていただきます。

次に、議事の（４）、北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程についてですが、これに関して中央の動きなどの情報がありましたら、それを含めて事務局から説明をお願いいたします。

○熊谷賃金室長

熊谷から説明させていただきます。座って失礼いたします。

まず、中央の動きでございますけれども、先週６月２６日に中央最低賃金審議会が開催されまして、地域別最低賃金額改定の目安に対する調査審議の諮問が厚生労働大臣からなされております。

目安の答申日につきましては、７月２２日・水曜日に予定されていると聞いておるところでございますけれども、審議の状況によりましては変更の可能性もあると聞いております。

そこで、目安の答申が予定どおり７月２２日に行われた場合、第３回目の本審議会を７月２７日の月曜日、午後１時半から本日と同じこの会場で開催をしまして、目安の伝達を行いたいと考えております。このため、日程の確保をどうぞよろしくお願いいたします。

また、この第３回目の本審議会におきましては特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を併せて行わせていただく予定としております。

なお、中央最低賃金審議会の目安答申が7月22日より遅くなって、7月27日に目安の伝達を行えない場合につきましては改めて日程を調整させていただきたいと考えております。

事務局からのお願いでございますけれども、目安の伝達以降から8月上旬にかけては、毎年のご事情ではございますけれども、委員の皆様には非常に短期間に、また集中してご審議をいただく期間になるかと思っております。恐縮ではございますけれども、審議会への優先的な日程の確保についてご協力いただきますよう改めてお願いいたします。

以上となります。

○加藤会長

ただいまの説明につきまして、何か質問ございませんでしょうか。

それでは、次回の本審は7月27日・月曜日、午後1時半から開催し、目安の伝達を行うということでよろしいでしょうか。

「はい」

○加藤会長

各委員は、日程を確保してください。

この点について、何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、日程の調整と今後の円滑な審議をよろしくお願いいたします。

次に、議事の(5)です。特定最低賃金の改正決定の意向表明状況及び今後の審議日程について。これも事務局から説明をお願いします。

○白川室長補佐

ご説明申し上げます。

令和2年度の特定最低賃金の改正決定に係る意向表明状況につきましては、資料No.9、66ページでございますが、意向表明状況をまとめた一覧表をつけてございます。

令和2年3月までに関係労働組合から既設の4業種全てに改正の意向表明がありました。そして、それぞれ本年7月中には4業種とも申出書が提出される見込みとなっております。

したがって、申出書の事務的な審査を経て、7月27日に開催予定の本審議会において改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただきます。その結果、必要性があるとの答申をいただいた場合、引き続き改正決定の諮問を行い、改定額の審議をお願いすることとなります。

ちなみに、昨年は8月7日の第4回審議会において特定最賃の改正決定の諮問を

行いまして、その後、特定最低賃金の各専門部会の委員を任命し、各専門部会での実質的な金額についての審議は9月中旬頃から行っております。

なお、特定最低賃金の専門部会での具体的な審議日程につきましては今後の運営小委員会でご審議をお願いする予定にしております。

以上となります。

○加藤会長

ただいまの説明について、何か質問ございませんでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議事の(6)です。北海道地方労働審議会における委員意見等について、事務局から説明をお願いします。

○熊谷賃金室長

この議事につきましては、第2回目の北海道地方労働審議会、これは令和2年3月4日に開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために審議会形式ではなく、令和2年度の北海道労働局行政運営方針の資料を提示する形で審議が行われたところをごさいます。この中で委員のほうから、運営方針のほうに最低賃金の関係の項目があるのですけれども、その中での意見としまして、最低賃金審議会の議事進行状況・議論内容の可視化について検討していただきたいという意見が出されました。

この意見につきまして、北海道労働局としましては、最低賃金審議会に係る議事等の可視化の可否については審議会にて決定すべき事項であるということで、意見について北海道地方最低賃金審議会に報告をいたしますと回答したところをごさいます。この内容をご報告いたしますとともに、この意見に関しての審議をどのような形で行っていただくべきか、お諮りしたいと思います。

なお、審議会等の議事録につきましては、専門部会、運営小委員会も含みますけれども、会議の公開・非公開にかかわらず全て作成しております。原則は公開となっております。このため労働局の文書閲覧窓口に、公開の会議については議事録、非公開の会議については議事要旨を作成しまして、これを備え付けて、閲覧可能としている状況でございます。

多くの方が議事内容等を確認できる方法としましては、北海道労働局のホームページへの掲載が考えられるところです。

以上となります。

○加藤会長

ただいま、北海道地方労働審議会の意見の中で、当審議会の議論の透明化が求められたということです。これにつきましては、今、事務局から説明がありましたが、労働局での閲覧という形で従来からやっていたところをごさいます。

加えて、審議会の公開・非公開については従来から運営小委員会において審議しており、この案件につきましては運営小委員会のほうで審議を進めることにしてはいかかかと考えておりますが、ご承認いただけますでしょうか。

何かご意見があれば、運営小委員会のほうでまたいろいろ取り上げていきたいと思っております。

それでは、ご賛同いただいたということで、これについては運営小委員会において審議することとし、結果を本審へ報告することといたします。

なお、運営小委員会は今年度も昨年度と同じ委員の方により構成されているということでございます。今回の本審の終了後に開催するということでもありますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に議事の(7)、その他でございますが、何かございませぬでしょうか。

労側、何かございませぬでしょうか。

よろしいですか。

使用者側、いかがでしょうか。

ありませんか。

それでは、事務局のほうから何か連絡がありましたらお願いします。

○白川室長補佐

事務局から2点について説明させていただきます。

まず、1点目は事業場視察の件でございます。事業場視察は、第1回本審で、メールでの持ち回り決議でございましたが、ご審議いただきまして、今年度はコロナ感染防止に鑑み、実施しないこととなりました。改めてご報告いたします。

2点目は、本日配付しましたお手元の資料についてご説明いたします。

1ページ目の資料No.1でございます。最新の北海道地方最低賃金審議会運営小委員会名簿を付けてございます。

2ページ目の資料No.2、こちらは昨年度の全国の改定状況の一覧を付けてございます。

また、3ページの資料No.3には最新の雇用失業情勢(レイバーレター)を付けてございます。概略を申し上げますと、令和2年5月の有効求人倍率は0.93倍、前年同月1.13倍と比べまして0.20ポイント下回っているところでございます。

次に、12ページの資料No.4、経済産業省北海道経済産業局発表の6月15日付「管内経済概況」を付けてございます。概況としましては、管内経済は新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況となっているという状況が示されております。

さらに、19ページの資料No.5でございます。日銀札幌支店が7月1日に発表した「金融経済概況」を付けてございます。全体感として、北海道地域の景気は新型

コロナウイルス感染症の拡大の影響により大幅に悪化しているとなっております。

次に、22ページからの資料No.6には、前回の本審以降に要請がありました団体からの要請書等を付けてございます。

22ページから順に、資料No.6-①、日本弁護士連合会からの意見書。資料No.6-②、全労連東北地方協議会、全労連北海道地方協議会、北海道労働組合総連合からの要請書。資料No.6-③として、日本共産党前衆議院議員、北海道議会議員団長、札幌市議会議員団長による要請書。資料No.6-④として、北海道地方交通運輸産業労働組合協議会からの要請書を付けてございます。こちらは2020年3月23日付の要請書となっておりますが、本年6月18日に提出されたもので、今回の報告となっております。続きまして、同じく資料No.6-⑤は札幌弁護士会の会長声明を付けてございます。資料No.6-⑥は、一般社団法人北海道警備業協会からの要望書を付けてございます。

次に、資料No.7ですが、56ページ、57ページになります。資料No.7-①と7-②には、今春闘の妥結状況等につきまして連合北海道と日本経済団体連合会による集計の情報を付けてございます。

次に、58ページですが、資料No.8、議決書・意見書受付一覧を付けてございますが、こちらは道内の各市町村議会から北海道地方最低賃金審議会会長及び北海道労働局長宛て意見書が提出されておりますので、ご報告いたします。

なお、意見書写しを1市町村分につきまして代表例として付けてございます。

次に、資料No.9は先ほどご説明申し上げましたので、省略いたしまして、67ページの資料No.10でございますが、これは北海道の特定最低賃金の推移をお知らせした表を付けてございます。

69ページの資料No.11には、関係法令として最低賃金法及び最低賃金審議会令を付けてございます。

その他、この後ろになりますが、参考資料としまして第56回中央最低賃金審議会の配付資料及び第1回目安に関する小委員会配付資料を添付してございます。ご参考にしていただきたいと思います。

私からの報告と説明は以上となります。

○加藤会長

ただいまの報告で、何か質問等ございませんでしょうか。

なければ、以上をもって本日の審議会を終了したいと思います。どうもご苦労さまでした。